会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

埼医業Ⅱ第３０２２号
令和８年３月３０日

郡市・大学医師会長　　殿
（医療保険担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）
（公印省略）

令和７度補正予算「医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」
について（情報提供）【緊急通知】

標記の件について、埼医業Ⅱ第２８１７号令和８年３月１０日（日医通知）および埼医業Ⅱ第２８３７号令和８年３月１０日にて通知いたしましたが、厚労省のリーフレットとともに、添付のとおり再度通知いたします。

本支援事業につきましては、R7.12 月～R8.5 月までの賃上げが支援対象となります。支援要件としましては**R7.12～R8.3 月分までの 4 か月分は一時金として一括で３月中に職員に支給することが条件**となっておりますことから再度通知するものです。

つきましては、緊急の事案となりますが、貴会会員への周知方にご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、本支援事業の申請につきましては、病院は国へ、と診療所は県への申請手続きが必要です。手続き先は下記のとおりとなります。

記

●【病　院】厚生労働省
概　要：厚労省ＨＰをご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html
申請先：国の「病院賃上げ支援事業・病院物価支援事業申請システム」
https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp

●【診療所】埼玉県
問合せ先：埼玉県医療整備課　総務・医療企画担当　山口、星野
電話：048-830-3535

（添付資料の説明）
１～２：厚労省リーフレット
３～18：日医通知「令和 7 年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業に関する Q&A（第 1 版）及び賃上げ支援事業に対応する賃金改善の具体的方法について　（情報提供）（令和 8 年 2 月 27 日付　日医発第 1913 号　医経）
19～21：埼玉県通知「医療提供施設処遇改善・物価上昇支援事業について」令和 8 年 3 月 6 日医第 1474-1 号

担　当：業務課　業務Ⅱ担当　森田
電　話：048-824-2611、ＦＡＸ：048-822-8515
E-mail：morita@office.saitama.med.or.jp

令和８年２月27日作成

医療分野の事業者の皆さま・働く皆さま

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療分野の賃上げ支援のご案内

厚生労働省は、医療分野で働く皆さまの賃金改善を図るため、
令和７年12月分から令和８年５月分の賃金改善を支援します。

■支援の方法

賃金改善を図る医療分野の事業所の皆さまに給付金を支給します。

対象施設	給付額
病院	１床あたり**84,000**円
有床診療所（医科・歯科）	１床あたり**72,000**円 ※２床以下は１施設あたり150,000円
無床診療所（医科・歯科）	１施設あたり**150,000**円
訪問看護ステーション	１施設あたり**228,000**円
薬局	１施設あたり**70,000**円～**145,000**円

この給付金を活用して賃金改善を実施していただきます。

■賃金改善の方法

令和７年12月～令和８年５月までの間の賃金改善に充当します。

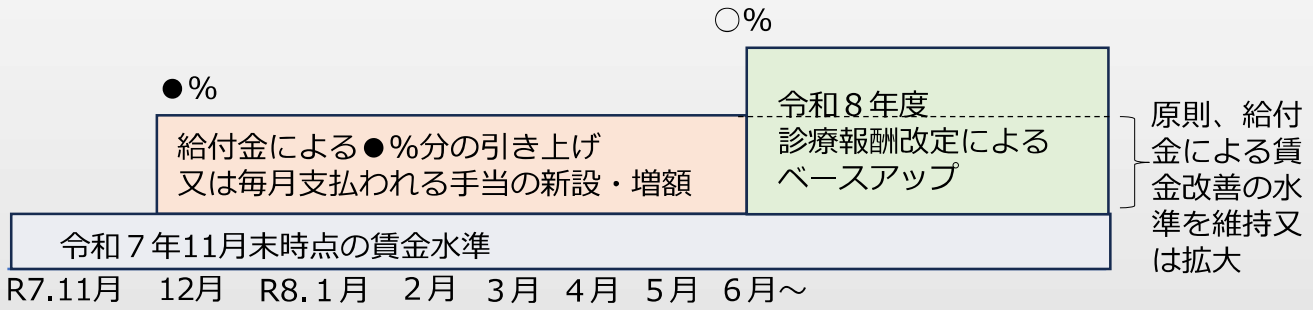
賃金改善の方法	考え方
ベースアップ（※1）	令和７年12月から 令和８年５月までの間実施
一時金・特別手当（※2）	直ちにベースアップが困難な場合は 令和８年３月までに最大４ヶ月分を支給 ４月・５月はベースアップ（※１）を実施

（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

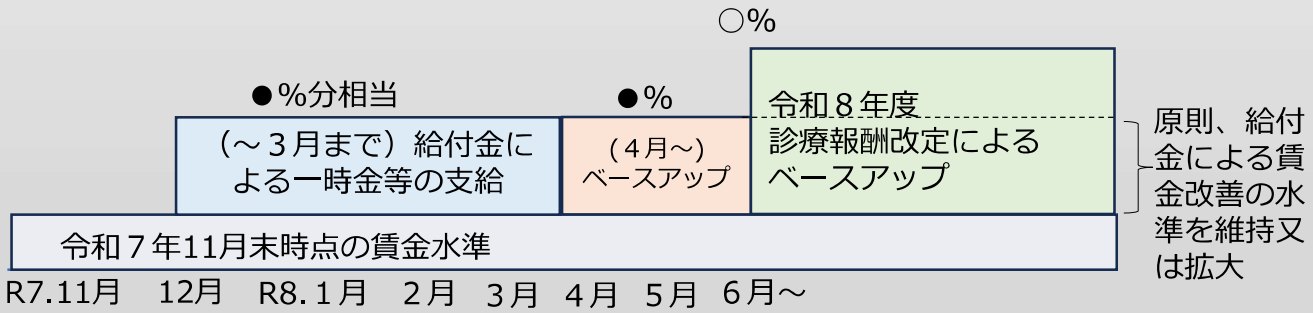
（※2）令和７年12月分から令和８年３月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

賃金改善のイメージ

【ベースアップ（※１）を実施する場合】



【一時金・特別手当（※２）とベースアップ（※１）を組み合わせて実施する場合】



（※1）基本給等の引き上げや決まって毎月支払われる手当の新設・増額が該当します。

（※2）令和７年12月分から令和８年３月分の臨時賞与やインフレ手当等の臨時手当が該当します。

Q 給付金の申請はいつまでにどこへ行えばよいですか。また、要件はありますか。

○　病院は２月２日から国の専用ウェブサイトでの申請受付を開始しました。
○　診療所等は都道府県ごとにスケジュールが異なりますので、都道府県のＨＰ等をご確認ください。
○　なお、原則、ベースアップ評価料を届け出ている施設が対象となります。

Q 賃金改善の結果は報告が必要ですか。

○　給付金を活用した賃金改善の結果は令和８年８月頃に報告を行っていただきます。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細は、厚生労働省ホームページもしくは各都道府県のホームページをご覧ください。

医療機関等における
賃上げ・物価上昇支援事業

医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業

令和７年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業
に関するＱ＆Ａ（第１版）

令和８年２月 27 日

◎：都道府県向け、●：申請者向け

＜共通＞

１　都道府県が実施する事業について、国の交付決定前に実施した取組であっても対象になるのでしょうか（◎）

（答）

○　実施要綱に基づいた事業であれば補助対象として扱っていただき差し支えありません。

２　対象とならない開設主体はありますか。（●）

（答）

○　ハンセン病療養所、防衛医科大学校病院、自衛隊病院、宮内庁病院、医療刑務所、国立障害者リハビリテーションセンター病院は対象外となります。

３　対象施設が申請時に提出する書類を教えてください。（●）

（答）

（病院について）

○　病院は国に直接、電子申請を行います。１月下旬から２月初旬にかけて以下の申請フォームにログインするためのＩＤ・パスワードを郵送していますのでご確認の上、初期設定をお願いします。

https://mhlw-bucchin-shien.viewer.kintoneapp.com/public/system-lp

○　申請書の記載方法等について不明な点があれば下記質問フォームやコールセンターまでお問い合わせください。

https://mhlw-bucchin-shien.form.kintoneapp.com/public/contact

物賃支援事務局コールセンター：　03-6745-8288

○　病院の賃上げ支援事業・物価支援事業の制度や内容に関するお問い合わせは以下のメールアドレスにお問い合わせください。

bucchin-shien(at)mhlw.go.jp　※（at）は @ に置き換えてください。

（診療所等について）

○　診療所・薬局・訪問看護ステーションは各都道府県のＨＰ等をご確認ください。

４　都道府県側で給付金の支給額を変更することはできるのでしょうか。（◎）

（答）

○　支給額を変更することはできません。

５　病院や有床診療所は令和７年８月１日時点の病床数、薬局は令和７年４月30日時点の店舗数に応じた支援となりますが、それぞれの時点以降に開設した施設の取扱いについて教えてください。また、無床診療所や訪問看護ステーションはいつの時点で運営している施設が対象となるのか教えてください。（◎・●）

（答）

○　令和７年８月２日以降に開設した病院や有床診療所、令和７年５月１日以降に開設した薬局については、本事業の申請時点で運営している施設の病床数や店舗数に応じた支援となります。その場合の病床数や店舗数は申請者から別途提出されている開設届等を確認してください。

○　無床診療所や訪問看護ステーションは本事業の申請時点で運営している施設を対象にしてください。

６　令和７年８月１日時点では病院として運営していた施設が申請時点では有床診療所や無床診療所として運営していた場合、どちらを対象として支援すべきでしょうか。（◎・●）

（答）

○　本事業の申請時点で運営している施設類型で申請・支援してください。

（例：令和７年８月１日時点では病院でしたが、本事業の申請時点では有床診療所となっていた場合は、有床診療所として申請・支援してください。）

７　令和８年１月１日において廃院・廃止している場合や本事業の申請時点で同年１月２日以降に廃院・廃止を予定している場合は支給対象外となりますが、廃院・廃止を予定している場合の終期を教えてください。また、例えば、令和８年４月１日に病院から無床診療所に転換する場合等、施設類型を変更する場合の取扱いについて教えてください。（◎・●）

（答）

○　物価支援事業は医療機関等が足元の物価高騰に対応できるよう措置したものであるため、令和８年３月31日まで運営を継続している施設は対象として差し支えありません。

○　他方、賃上げ支援事業は確実な賃上げに繋げることを目的としているため、令和８年６月１日以降も運営され、本事業の実績報告期限となる同年８月１日まで運営を継続している施設を対象としますが、当該施設が同年７月31日までに廃院・廃止した場合でも同一法人内の共通の給与体系の中で当該施設の職員の雇用が継続されている場合は対象として差し支え有りません。

○　なお、本事業の給付金の支給を受けた後、施設類型を変更した場合であっても、変更後も診療を継続している場合は支給対象となります。

８　申請時点で休止届を出している場合は支給対象となるのでしょうか。（◎・●）

（答）

○　対象となりません。

９　消費税の仕入控除税額の報告は不要ですか。（◎・●）

（答）

○　本事業の対象は特定の設備等を購入するための補助金ではないため、不要です。

10　指定管理の委託が行われている場合はどのように支給を受けたらよいでしょうか。（●）

（答）

○　本事業の申請・給付等の権限について、指定管理元となる自治体等から指定管理先の法人等へ委任した上で、指定管理先の法人等から申請を行うことが可能です。

11　国が病院に直接支援して、診療所等には都道府県経由で支援する理由を教えてください。（◎・●）

（答）

○　病院は特に経営状況が厳しく、速やかに給付する必要があるため、都道府県での予算計上を経ず、国から直接支給することとしています。

○　診療所等に対する支援にあたっては、対象施設数が非常に多く、国からの直接支給は難しいことから、都道府県事務に係る予算を確保した上で、都道府県に交付事務を行っていただくこととしました。

12　本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。（◎・●）

（答）

○　一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の使用許可病床数の合計となります。

13　病院の歯科外来や医科診療所に歯科診療所が併設されている場合の取扱いについて教えてください。（◎・●）

（答）

○　単に病院の１診療科として歯科外来がある場合は病院のみが給付対象となりますが、病院とは別に歯科診療所の開設届が出されている場合は病院と当該診療所の２つが給付対象となる

○　また、医科診療所に歯科診療所が併設されている場合は、それぞれ開設者から開設届が出されている場合はそれぞれが給付対象となります。

＜病院賃上げ支援事業＞＜診療所等賃上げ支援事業＞

14　賃金改善の期間や基準月について教えてください。（●）

（答）

○　本事業は給付金によって賃金改善を行うことを目的としており、令和７年11月の賃金水準と比較して、令和７年12月から令和８年５月までの６か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。

○　そのため、例えば、令和８年１月から３月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象となりません。

○　また、令和７年12月以降の賃金改善については、令和８年３月までに実施する必要があります。

15　賃金改善の方法について教えてください。（●）

（答）

○　本事業の支給額を活用して、令和７年12月から令和８年５月までの６か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和７年12月から令和８年３月までの間の最大４か月分の一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）を支給する方法でも差し支えありません。

○　また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和８年４月及び５月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。

○　なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、４月及び５月に実施した賃金改善の水準と６月１日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

16　賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてください。（●）

（答）

○　基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。

○　決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。

・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当

・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）

○　恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。
○　専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。
○　法定福利費等の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。
○　これらについては、令和７年 12 月～令和８年５月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。
○　なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和８年１月～６月）に支払われるものを含めることも可能です。

（参考）令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、夜勤職員の確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とすることが検討されています。

17　時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するのでしょうか。（●）

（答）
○　基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。
○　なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

18　育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのでしょうか。（●）

（答）
○　育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

19　一時金や特別手当の支払について留意点を教えてください。（●）

（答）
○　一時金や特別手当は、令和７年 12 月から令和８年３月までの最大４か月分を令和８年３月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。
○　なお、例えば２月中に３月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で３月に退職した場合、本来、３月分については返還されるべき部分となります。
一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることになりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

20　ベースアップ評価料の届出期限について教えてください。（●）

（答）

○　施設基準の算定開始日は毎月１日となるため、本事業の場合は１日までを届出期限としていますが、閉庁日の翌開庁日（２日）に届出を行い受理されれば１日から算定できるため、その場合は１日に届け出たものと見なします。

○　なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月１日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。

21　賃金改善を行ったことを証明する書類（賃金台帳等）について、申請時や実績報告時に添付させる必要はありますか。（◎）

（答）

○　執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。

○　ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間は対象施設側で保管させるようにしてください。

22　同一法人が運営する複数の病院において法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の病院を運営している場合、職員の年齢構成の違い等により、病院毎の賃金改善の内容が必ずしも一定にならず、同一法人内の職員間で差が生じてしまいますが、どのように対応したらよいでしょうか。（●）

（答）

○　法人共通の賃金表を運用している等、給与体系を共通とする法人が複数の病院を運営している場合は、同一法人内の一部の対象病院のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないことを前提に、当該法人が運営する複数の病院でまとめて賃金改善に必要な額を計算し、各病院の賃金改善額を算出して、これに本事業の支給額を充てることや、実績報告においても法人全体の賃金改善額で評価することが可能です。その場合の申請方法は、法人が各病院のＩＤ等や申請内容を取りまとめた上で、国へ申請を行い、法人の口座に振り込みを受ける形等により行うことが可能です。

○　診療所等賃上げ支援事業においても同様の取扱いとなりますが、診療所等が所在する都道府県ごとに申請を行う必要があるため、同一都道府県内に所在する診療所等について法人単位で当該都道府県に申請を行ってください。

（参考）令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、複数の保険医療機関を、給与体系を共通とする法人が有する場合には、給与総額や賃金改善総額の算出を、複数事業所で合算したうえで、按分できる仕組みや、実績報告においても合計で評価することとし、合計で給与改善総額が算定総額以上であればよいこととする仕組みが検討されています。

23　実施要綱には「原則として、（中略）令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和８年６月１日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。（●）

（答）

○　ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

24　本事業の給付金を活用して、法人本部の人事、事業部等や看護学校で働く者に対して賃金改善を行うことはできるのでしょうか。（●）

（答）

○　対象医療機関等の職員と兼務しており、勤務実態があれば本事業の給付金を活用して賃金改善を行うことが可能です。

25　賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてください。（●）

（答）

○　令和７年 12 月から令和８年５月までの間で採用した職員については、

・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和８年５月までの月数分

・一時金や特別手当は採用月から令和８年３月までの月数分

は本事業の賃金改善に含まれます。

26　賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてください。（●）

（答）

○　令和７年 12 月から令和８年５月までの間で退職した職員については、

・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和７年 12 月から退職月までの月数分

・一時金や特別手当は令和７年 12 月から退職月まで（遅くとも令和８年３月まで）の月数分

は本事業の賃金改善に含まれます。

27　公立医療機関では賃金改善するための予算措置や条例改正が必要となるため、令和８年４月以降でしか賃金改善を行えない場合もありますが、どのように対応したらよいでしょうか。また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることは可能でしょうか。（●）

（答）

○　ご質問のように、予算の議決や条例の改正が必要な場合は、令和８年３月までに賃金改善の意思決定を行った上で、

・令和８年４月（又は５月）に、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げを令和７年 12 月に遡って実施し、同年４月及び５月は基本給又は決まって支払われる手当の引き上げを行った上で、６月１日以降の賃金改善の水準を原則、維持・拡大する方法が考えられます、

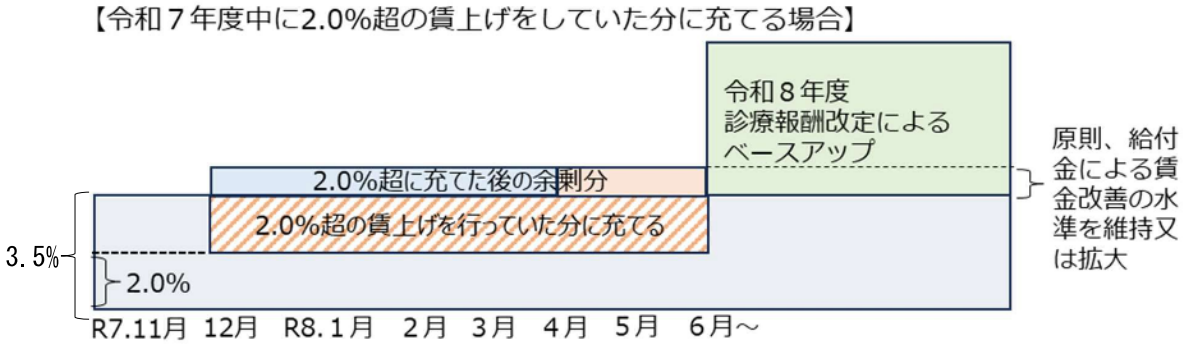
○　また、本事業の支給額は人事院勧告を踏まえた賃金改善に充てることも可能です。

28　実施要綱には「令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して 2.0%を上回って実施している場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。」とありますが、具体的な事例や上回る部分の計算方法を教えてください。また、令和７年４月から 11 月までの間に採用した職員はどのように取り扱うべきか教えてください。（●）

（答）

○　本規定は、令和７年 12 月の賃金水準が前月から維持されたままであっても、同水準が令和７年３月 31 日時点の水準と比較して 2.0%を上回ってベースアップされている場合に適用できるものです。

（例：令和７年３月 31 日時点の賃金水準と比較して、令和７年４月１日時点で対象職員のベースアップの水準が 3.5%増となっており、当該水準のベースアップを令和７年 12 月から令和８年５月までの間継続していた場合は 1.5%分×６ヶ月×対象職員数に本事業の支給額を充てることができます。）



○　上回る部分の計算方法については、例えば、令和７年３月 31 日時点で在籍している対象職員の基本給（月額）と、令和７年 12 月時点で在籍している当該職員の基本給（月額）を比較し、2.0%を上回っている部分を対象にすることが考えられます。なお、2.0%までの部分にはベースアップ評価料による賃金改善分も含まれていると見なしていますが、2.0%を上回っている部分にベースアップ評価料による賃金改善分が含まれている場合は当該部分を除いた部分が対象となります。

○　また、令和７年４月から 11 月までの間に採用した職員についても、令和７年 12 月時点の当該職員の基本給（月額）が、当該職員と同一職種で同等の年齢・役職の職員の令和７年３月 31 日時点の基本給（月額）と比較して 2.0%を上回っている場合は、令和７年 12 月から令和８年５月までの間の当該 2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができます。

29　実施要綱には「本事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。」とありますが、具体的な事例を教えてください。（●）

（答）

○　本規定は、本事業の支給額によって賃金改善を図ったものの、他の賃金項目の水準を低下することで、賃金改善の効果を減殺することを防ぐために設けたものとなります。

○　他律的な要因（例：人事院勧告等）で毎月決まって支払われる手当の水準が引き下がることは本規定には該当しませんが、本事業の賃金改善の効果を減殺することを目的に引き下げた場合は、支給額の全額の返還を求める場合があります。

30　令和７年度（令和６年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金（病院は４万円/床、診療所等は 18 万円/施設）を充てることができましたが、今般の賃上げ支援事業との関係を教えてください。（●）

（答）

○　本事業の実施要綱では賃金改善の内容に「他の補助金等を財源として行っている部分に充てることはできない。」とあるため、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げている部分や、令和７年 12 月分～令和８年３月分の一時金又は特別手当として支給している部分が明確に判別できる場合には、当該支給額を賃金改善の内容に含めることはできません。

31　本事業に加え、重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業を活用することは可能でしょうか。（◎・●）

（答）

○　同じ経費について、複数の補助金による補助を受けることは認められませんが、両方を職員の賃上げに活用すること（※）は可能です。

※ 例えば、本事業による賃金改善額への更なる上乗せや、本事業で対象としない者や経費に充てるものとして交付金を活用するといった方法が考えられます。

32　医療・介護サービスどちらも提供している訪問看護ステーションについて、介護分野の賃上げ支援補助金と本事業の双方を申請することは可能でしょうか。（●）

（答）

○　対象職員の賃金改善の水準が3.0%として、1.5%分に介護分野から、1.5%分に医療分野から充てる等、賃金改善を行う部分が重複しない場合は可能です。

＜病院物価支援事業＞

33　実施要綱にある「全身麻酔の手術総数」とは病床機能報告におけるどの報告数を報告すればよいでしょうか（●）

（答）

○　「全身麻酔の手術総数」には「算定日数」を記載してください。

34　実施要綱には、「救急車の受入件数」には、「平成20年５月26日付け障発第0526001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」に定める第４条の規定に基づき、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）により指定された精神科救急医療確保事業に参画している医療施設及び身体合併症対応施設が都道府県等に報告した別紙様式１の「受診時間帯」の合計（上記の加算の判定に用いた期間と同一の期間における報告数）を加えることができる。）」とありますが、精神科救急医療体制整備事業の対象医療機関は都道府県によってばらつきがあり、指定されていない場合でも休日日中や夜間に精神科救急で救急車等を受け入れている場合はどのように報告したらよいでしょうか。（●）

（答）

○　精神科救急医療体制整備事業の対象医療機関外であっても、休日日中や夜間に精神科救急で救急車等を受け入れている場合は当該件数を申請してください。

35　令和６年度までは別々の病院が本事業の申請時点では統合して一つの病院として運営している場合、実施要綱にある「救急車の受入件数」はどのように申請したらよいでしょうか。（●）

（答）

○　令和５年度または令和６年度において、統合前の各病院の報告数のいずれか高い方を申請してください。

＜診療所等賃上げ支援事業＞＜診療所等物価支援事業＞※薬局関係

36　実施要綱にある「所属する同一グループ内の保険薬局の数」とはどのような考え方となるのでしょうか。（◎）

（答）

○　各保険薬局が毎年８月１日時点の状況として地方厚生（支）局長へ届出の基準の適合性を確認し、その結果について報告行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式３）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している、令和７年４月 30 日時点の数となります。

なお、同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局となります。

① 保険薬局の事業者の最終親会社等

② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等

③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等

④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

（特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（令和６年３月５日保医発 0305 第６号）より）

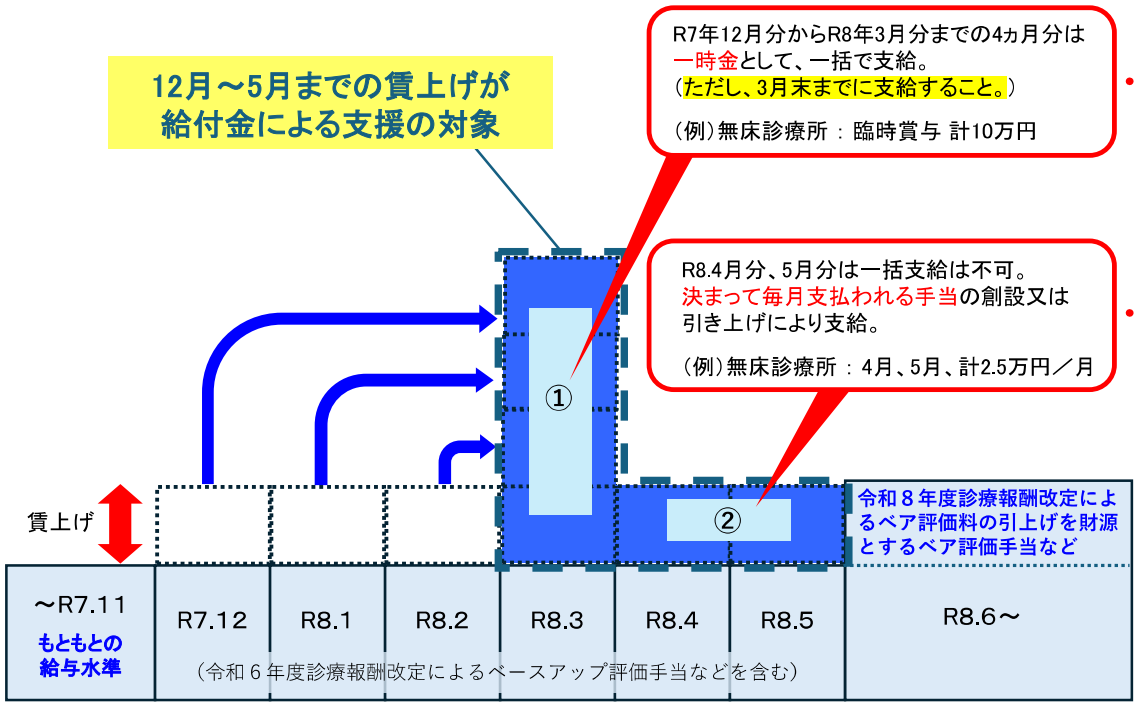
参考資料

令和７年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における「賃上げ支援事業」に対応する賃金改善の具体的方法について

令和8年2月27日
日 本 医 師 会

おすすめの現実的な賃金改善の具体例

無床診療所で、給付金15万円全額を賃上げに充てる例



① R7年12月分からR8年3月分までの4ヵ月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月として、2.5万円×4ヵ月＝10万円 を一時金で3月中に支給。法定福利費分16.5％を含めて10万円としてよい。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」 などの名目で一括で支給。

② 4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6ヵ月＝2.5万円／月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給。法定福利費分16.5％を含めて2.5万円／月としてよい。4月、5月分は一括支給は不可。

令和６年度診療報酬改定後に「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価手当」などを4月から引き上げることで対応。

賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が１つの例として考えられます。

○ ６月分以降は、令和８年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価手当」などを原則として維持又は拡大。

ただし厚生労働省のQ＆Aの通り、受診患者数等の影響によって、 ６月１日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合は、本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

厚生労働省　Q＆A（第１版）（令和８年２月）

23　実施要綱には「原則として、（中略）令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和８年６月１日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

（答） ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

令和７年度　医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱より抜粋

１．病院賃上げ支援事業（抜粋）（３．診療所等賃上げ支援事業も同様）

（７）賃金改善（※）の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和７年12月から令和８年５月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和８年６月１日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和８年６月１日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和７年12月から令和８年３月までの４か月分の一時金又は特別手当を、令和８年３月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は４月から５月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和８年６月１日から行うこと。

（※）令和７年度の対象職員のベースアップについて、令和７年３月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和７年12月から令和８年５月までの間の当該2.0%を上回る部分に本事業の支給額を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

（※）賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

（※）定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることはできない。

（８）留意事項

①　本事業により賃金改善を行う時点から令和８年５月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和８年６月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

・事務職員

・40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師

（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

実施要綱の全文は、令和８年１月27日付文書（日医発第1713号）又は厚生労働省特設サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html をご参照ください。

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援

※医療・介護等支援パッケージ

令和7年度補正予算案　5,341億円

医政局医療経営支援課
（内線2640）
医薬局総務課
（内線4264）

① 施策の目的

医療機関や薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

経済状況の変化等に対応するため、救急医療を担うといった医療機能の特性も踏まえつつ、診療に必要な経費に係る物価上昇への的確な対応や、物価を上回る賃上げの実現に向けた支援を行う。

（交付額）　医療従事者の処遇改善支援、診療に必要な経費に係る物価上昇対策の合計
［補助率10/10］

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



Ⅰ　医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
Ⅱ　国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
Ⅲ　都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

※ 病院に対しては国からの直接執行を予定

⑤ 施策の実施スケジュール

予算成立後、速やかに実施

⑥ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

医療機関や薬局の処遇改善・物価上昇への支援を行うことで、地域に必要な医療提供体制を確保する。

3

【○医療機関・薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援】

施策名：ア　医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援【交付額】

＜病院＞

【基礎的支援】

1床あたり	支援額
賃金分	8.4万円
物価分	11.1万円（※）

※全身麻酔手術件数又は分娩取扱数（分娩取扱数にあっては３を乗じた数）が800件以上、2,000件以上の病院（救急車受入件数3000件未満に限る）にあっては、それぞれ１施設2,000万円、8,000万円を加算。救急加算との併給不可。

【救急に対応する病院への加算】

1施設あたり	救急車受入件数 1件以上1,000件未満	救急車受入件数 1,000件以上	救急車受入件数 2,000件以上	救急車受入件数 3,000件以上	救急車受入件数 5,000件以上	救急車受入件数 7,000件以上
救急加算額	500万円	1,500万円	3,000万円	9,000万円	1.5億円	２億円

※１　三次救急病院については、救急受入件数が5,000件未満の場合、上記の各区分の加算を適用せず、１億円を加算する。
5,000件以上の場合は、上記の各区分の加算額（1.5億円または２億円）とする。
※２　別途、病床数適正化支援、施設整備等支援及び産科・小児科支援や、食費・光熱費等に対して「重点支援地方交付金」による支援が行われる。

＜有床診療所＞

1床あたり	支援額
賃金	7.2万円
物価	1.3万円
合計	8.5万円

＜医科無床診療所・歯科診療所＞

1施設あたり	支援額	
	医科無床診療所	歯科診療所
賃金	15.0万円	15.0万円
物価	17.0万円	17.0万円
合計	32.0万円	32.0万円

＜保険薬局＞

1施設あたり	支援額（１法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分）		
	～５店舗	６～19店舗	20店舗～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

＜訪問看護ＳＴ＞

1施設あたり	支援額
賃金	22.8万円
物価	（介護より）
合計	22.8万円

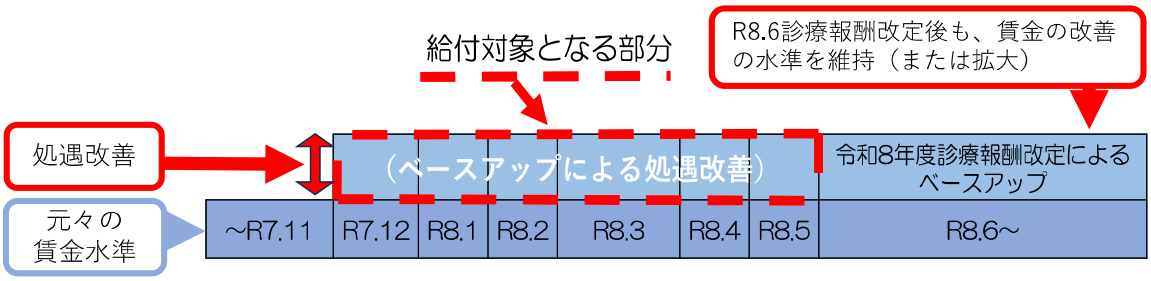
4

処遇改善支援給付金による賃上げパターン
（原則、以下の賃上げ内容以外に給付金を活用できません）

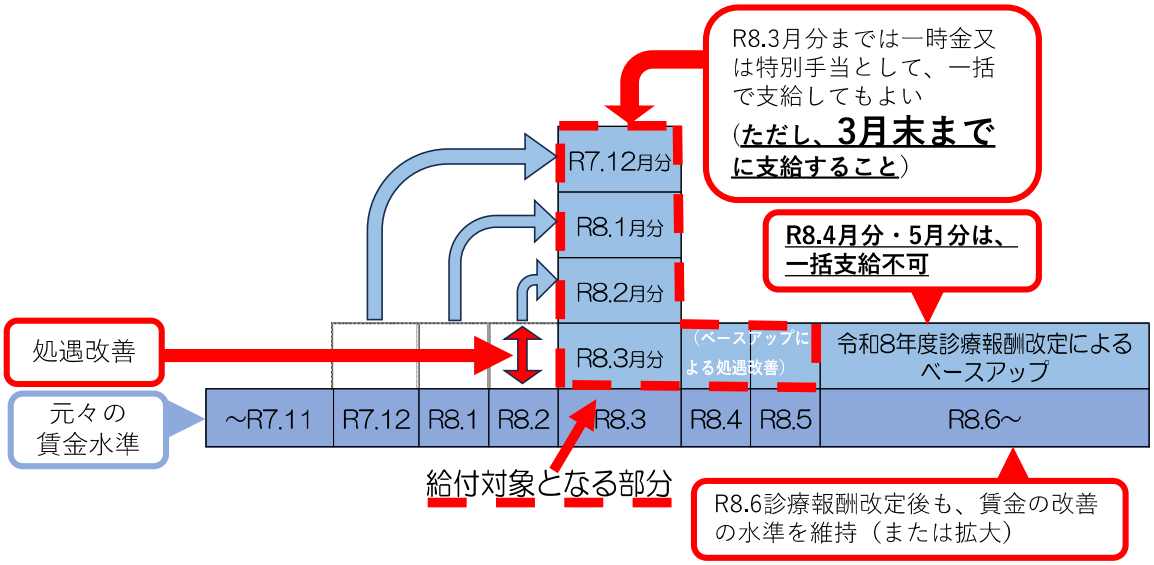
<u>処遇改善支援事業の申請要件の一つとして、令和８年３月１日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。</u>

※薬局において、令和８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設
※医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業を行う職員のみの診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和 ８年６月１日時点で令和８年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約 する施設

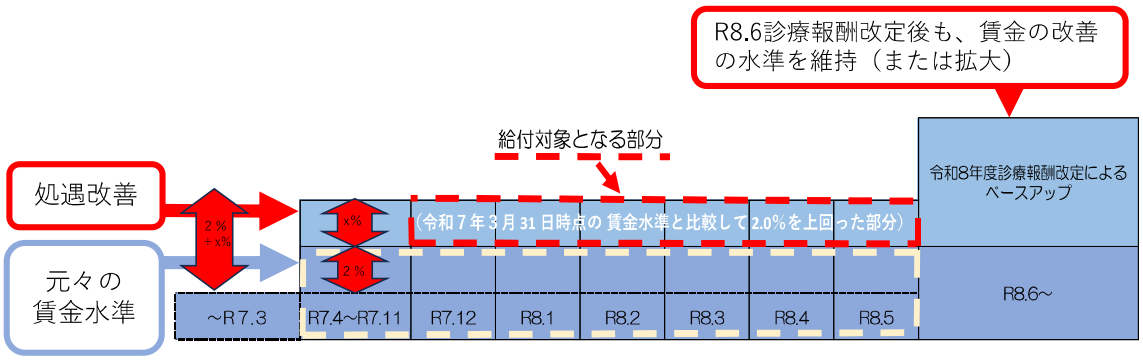
【ベースアップを実施する場合】



【ベースアップと一時金等を組み合わせて実施する場合】



【令和７年４月からの賃金を令和７年３月末日までの賃金より2.0%以上ベースアップさせた場合】



※いずれの内容でも、定期昇給による賃金上昇部分、診療報酬改定及び他の補助金等を財源としている部分に充てることはできません。